

1 1 9 番通報の多様化に関する検討会（第 3 回）議事概要（案）

1. 検討会の概要

- (1) 日時：平成 28 年 12 月 26 日（月）10:00～12:15
- (2) 場所：都道府県会館 410 会議室
- (3) 出席者：加納座長、大出氏（早坂委員代理）、酒井委員、高松委員、中西委員、
原田委員、前田委員

2. 議事概要

(1) 第 2 回検討会議事概要（案）

事務局から、資料 1 について説明があり、特段の意見なく、承認された。

(2) 事前登録情報の取り扱い等について

事務局から、資料 2 の P.1～7 について説明があった。

（主な意見）

【委員】 7 ページの通報時に必要な項目について、通報を受ける側としては問題ない考える。

【委員】 利用者側としても問題ない考える。

【座長】 緊急連絡先の電話番号とメールアドレスのいずれかは登録を必須とするとなっているが、両方登録しても問題ないとの認識でよいか。

【事務局】 その通り。

【委員】 利用者から収集する情報に関しては、事前登録のときに情報を受けるのも収集で、緊急時に情報を受けるときも収集という法的な整理がなされるが、どちらに関しても本人外収集が発生し得るという理解でよろしいか。

【事務局】 その通り。登録の際は緊急連絡先として登録される方の情報が本人以外からの収集になることが想定される。通報の転送の際には、他の消防本部が本人から収集した情報であっても、転送先の消防本部にとってはあくまで本人以外からの収集になると考えている。

【委員】 例えば東京都の個人情報保護条例を見ると、事前登録の時の本人外収集は第四条 3 項一号（本人の同意があるとき）、緊急時のときは第四条 3 項四号（個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないとき）に基つき対応可能ではないか。

【事務局】 東京都の場合は、ご認識のとおりである。東京都の個人情報保護条例の第四条 3 項一号は、基本的に自治体が個人情報を扱う上での代表的な例であると考えられるため、基本的にはどこの自治体の個人情報保護条例にも同様の規定が含まれていると思われる。一方、第四条 3 項四号は、全ての

自治体の個人情報保護条例に同様の規定が含まれているとは限らないため、事前登録の際に、他の消防本部まで転送されることも含めて、緊急連絡先として登録される方へ事前に説明して同意しておいていただくのが一番重要なのではないかと考えている。

【委員】 メールアドレスに関して、近年スパム等が多く頻繁に変える方もいらっしゃるため、複数登録できるようにしたほうがよいのではないかと。事前登録後自由にメールアドレスを変更できるようにすることや、変更した場合できるだけ速やかに自治体に連絡することを周知しておく必要がある。

【委員】 複数登録できるようにした場合、緊急時にどのメールアドレスに送付すればよいか分からなくなってしまうことが懸念である。

【委員】 消防側から緊急時に利用者に連絡をとる際に、登録されてある全てのメールアドレスに送付することになるのではないかと。

【委員】 全てのメールアドレスに送付し、返信があったメールアドレスに対して応答するのが望ましい。スパム等の関係もあって、迷惑メールのフィルター設定で落とされてしまうおそれもあるという観点からも、複数登録できるほうがよい。

【委員】 我々は既に Net119 を導入し運用を開始しているが、利用者のメールアドレスは 1 個しか登録していない。事前に利用者へメールアドレスが変更になった場合は連絡を行うよう説明を行っている。また、メールアドレスを変更したい場合は自治体に連絡を行えば、その場で自治体が登録内容を変更するという運用を行っている。

【委員】 その場合、本人確認を行う場合を除き、第三者が利用者になりすましてメールアドレスを変更し、緊急時に連絡が取れなくなるおそれがある。

【事務局】 今ご指摘いただいた点は事務局の方で引き取らせていただいて、また消防本部とも意見を交換して案をつくりたい。複数というのは、2 つという理解でよいのか。

【委員】 2 つで問題ないと思う。

(3) 事前登録情報の取り扱い等について

事務局から、資料 2 の P.8～16 について説明があった。

(主な質疑応答)

【座長】 一番大きな問題は、15～16 ページの古いフィーチャーフォンへの取り扱いである。2008 年以前のドコモ機種がこれに該当すると聞いているが、聴覚障がい者の間ではまだ古いフィーチャーフォンをお使いになられている方が多いようだ。

事務局案では、古い端末はセキュリティリスクが高いため、原則として利用対象外とするということになっている。一方、経済的な事情等で端末を買い換えることができない人もいることを考慮して古い端末から来た通報を受け付ける場合には、発信場所に関わらず登録地の消防で受信するという整理になっている。全て登録地の消防に通報することで、登録地以外の消防本部に個人情報漏えい等の影響を与えないように配慮している。

【委員】 セキュリティの専門家から申し上げると、できるだけ新しい端末へ買い換えていただくしかないと思う。

【委員】 消防側としてフィーチャーフォンを使用している利用者に対してどのように説明しなければならないか、詳しく示してほしい。実際に、聴覚障がい者の方から、フィーチャーフォンの方が使いやすいため、フィーチャーフォンを Net119 の対象にさせていただいて助かっているとの率直な意見もいただいている。

【座長】 今議論している古い端末とは、2008 年頃以前に発売されたドコモのフィーチャーフォンがそれに該当するもので、全てのフィーチャーフォンが古い端末に該当するわけではない。

また、この問題は Net119 だけの問題ではなく、地方公共団体の様々なサービスや、資料 2 の 13 ページに記載されているように、インターネットバンキングへのログイン、残高照会、クレジット決済、健康保険資格承認等、他の分野でも古い端末では対応できなくなることになることも、利用者には認識していただく必要がある。

【委員】 具体的に利用対象外となる機種を教えてください。

【座長】 15 ページに、各通信キャリアが公表している影響を受けるフィーチャーフォンの機種に関する情報の掲載場所が記載されている。

【委員】 私の意見としてはこれまでの議論に異論は無く、セキュリティリスクを冒してまで危険な端末に対応する必要はないのではないかと考える。

一方、情報が漏えいしたときの対応について、個人情報保護制度の中で検討されていて、個人情報保護委員会への報告や、本人への報告、公表という仕組みが含まれている。

個人情報漏えいした後の、事後的な対応策で二次被害を防ぐため仕組みと、今個人情報保護委員会から意見募集が出ているが、個人情報保護委員会に報告しなければならない場合、それから本人に対して通知しなければならない場合、一般に公表しなければならない場合等のパターンがある。

また、高度に暗号化された情報については、漏えいしたとしても報告しなくてもよい等の整理もなされている。そのような検討内容を参考にしながら、本検討会の中でも一つ論点として挙げていただくのがいいのではない

いか。

【座長】 非常に重要なご指摘である。今後の検討課題とさせていただく。

【委員】 一般的に個人情報漏えい事故が起きたら、全国的に通報システムを止め、対策がなされるまで運用しないという対応が多くとられる。ただし、Net119は社会的なインフラ要素を大きく担うシステムであり、特に聴覚障がい者の方たちは Net119 を頼りにしておられるため、個人情報を漏えいした場合にシステムを止めてよいのかといった点も含めて検討いただきたい。

【座長】 こちらについてもあわせて今後の検討課題とさせていただく。

(4) 事前登録情報の取り扱い等について

事務局から、資料 2 の P.17～20 について説明があった。

(主な質疑応答)

【委員】 20 ページの転送先消防本部の選択方法については、容易に転送先の消防本部が選択できるような形になるとありがたいと思う。

【座長】 おっしゃるとおり、緊急時に操作が簡易にできるような仕組みが必要である。

(5) 事前登録情報の取り扱い等について

事務局から、資料 2 の P.21～26 について説明があった。

(主な質疑応答)

【委員】 TTC の中で標準仕様を決める際には、関連する特許がある場合、3 つの条件を確認する。条件 1 は、特許を完璧に無償で、無差別に提供する。条件 2 は、特許の利用は有償とするが、無差別に提供する。条件 3 は、差別的に提供する。TTC における標準化においては、条件 1 または 2 であれば標準仕様として盛り込むことができる。

TCC としては、今検討している Net119 の標準仕様をオフィシャルな文書として、いずれ承認の手続きをとるが、その際には少なくともこの詳細検討に参加した全メンバーに対し、先ほど申し上げた条件 3 という制約を伴う宣言をする人がいないことを確認した上で、承認プロセスに入る。ただ、このような手続きは義務づけられているものではなくて、なるべくそのようなオファーをしなさいという取扱いになっている。

【座長】 今後、特許権者との交渉になるが、事務局案として提示されている登録地の消防本部ではなく、各県の代表消防本部に転送するという案も考えられる。まずは Net119 に係る特許が存在するということを委員の方に理解し

ていただき、自由に意見を出していただくが、今回は結論を出さないということではよろしいだろうか。

【委員】 25 ページの「高額のライセンス料を求められるなど、自治体の予算内での調達が困難な場合」とあるが、総務省消防庁においてライセンスを全て買い取るということはできないのだろうか。

【座長】 特許料を支払うことは最後の手段だと考えている。まずは特許権者と無償・無差別に提供できないか交渉し、提供していただけないのであれば、次は特許を使わない案をオプションとして定めることを検討し、それも難しいという判断になった場合に初めて特許料に関する検討をすることになるのではないかと考える。

【事務局】 ライセンス料が生じることになっても、各 Net119 のシステムを開発してサービスを提供する事業者が支払い、そのライセンス料が、各消防本部が事業者と契約する時の料金にどうはねてくるかということになる。

例えば、ある事業者が特許の部分で「ライセンス料がこれだけかかったので、うちではこのぐらいじゃないとサービス提供できませんよ」というような話になったときに、この代替手段があればこのぐらいで抑えられますというような話があるかもしれないので、そのようなところも許容できるような仕組みは用意しておいたほうが、最終的には安く調達するところにもつながっていくのではなかろうかと考える。

他方、代替手段の仕組みでは「うちの住民にはこういった不便はかけられません」という話になるのであれば、各消防本部で仕様書を若干アレンジして、仕組みに制限をかける余地はあると思っている。

(6) TTC における検討状況について

事務局から、資料 3-1、3-2 について説明があった。また、資料 3-1 については、資料の公開は委員限りにする旨説明があった。

(主な質疑応答)

【委員】 我々の消防本部では Net119 受信設備の二重化は行っていない。現時点では利用者数がまだ少ないという現状があるが、今後、普及されていけば当然二重化が必要だと考えている。

【委員】 我々の消防本部では、あるセンターに 2 台、別のセンターに 2 台設置している。さらに、一方で通報を受理できなかった場合は他方で受けられるようにしてあり、逆も然りである。

【座長】 非機能要件としては、「二重化が望ましい」という表現が望ましいと思われる。今後 Net119 が普及し、利用者が増えてきたら、消防本部の判断で二

重化すればよいと考える。

【委員】 8 ページの「事業者としての資格」に、ISO27001 と記載されているが、事業者としての資格という形で記載するのであれば、ISMS と記載すべきである。

【委員】 6 ページのセキュリティ診断について、セキュリティ監査が必要であると記載されてあるが、必要であるということだとほとんど誰もやらないということになりかねないため、ある程度義務づける必要がある。また、協議の上決定するというのは、誰と誰が協議をするのかも定めた方がよい。例えば、ISMS の資格を持っていればセキュリティ監査は少なくて済むとか、そのような組み合わせ等を考えていただいたほうがよいと思う。

【事務局】 承知した。ご指摘いただいたところについて、修正および再検討をさせていただきます。

【委員】 7 ページのログ保管期間について、設定理由として最低 1 年は保管する必要があると記載されているため、保管期間は「1 年以上」と記載すべきではないか。また、もし何か問題が発生した場合に、本当に通報されたのかというエビデンスを法廷等で要求された時のためには、1 年では短いような気がする。他の委員はどうお考えか。

【委員】 1 年では短いように思われる。

【事務局】 保管期限については法令等を確認し、再度整理させていただきたい。

(7) 実証実験の実施内容について

事務局から、資料 4 について説明があった。

(主な質疑応答)

【座長】 12 ページの実施体制の通報者側について、訪日外国人ではなくて在日外国人になっているが、日本に住んでいる人たちで、事前登録をしてもらうことを前提とした人たちという認識でよいのか。その場合、本検討の対象も訪日外国人でなくて在日外国人にさせていただいたほうがよいのではないのか。現在も 1000 万を超える外国人旅行者に関しては別扱いで、日本に住んでいる人だけを対象としてはどうだろうか。

【事務局】 もともとは訪日外国人に拡大した場合の検討であったが、今回の実証実験で集める通報者の協力者の方について、訪日外国人を募集することは難しいため、日本に来てなるべく日が浅い方にご協力いただこうかということになり、表現としてはその意味で在日外国人としている。

【座長】 いずれにせよ、私は今回の実証実験だけでなく、今後のことを考えると、外国人観光客を対象にすることは難しいのではないかと考える。外国

人観光客の方には音声 119 番通報をしてもらい、通訳サービスを介して対応するということを基本としてはどうか。しかし今、日本に住んでいる方に対して、英語対応をある程度考えてみようということで、今回の実証実験を行うというスタンスと認識している。

【事務局】 今回の実証実験のポイントは、特に英語を中心とした外国語できちんとコミュニケーションができるかというところになる。旅行者か在住の方か、いわゆる日本に住まわれている方かどうかというのは、それほど大きな差はないかと思うのだが、実証実験をやるにあたって、今のご指摘も踏まえて実際にどうやるかを検討したいと思う。

【座長】 実証実験を行うにあたり、Net119 の利用対象は、在日外国人で事前登録をすることを前提としていることを明確にしておいた方がよいと思われる。

【事務局】 今回の実験は、日本語以外の言語しか使えない方の対応がきちんとできるのかというところの実証実験であり、もう一方で、今座長が指摘された、短期間滞在の人まで登録をどうさせるのかという話は、前回の会合で事務局から出させていただいた訪日外国人に拡大した場合の課題と合致している。よって、実際に旅行者に登録させる際に、前回整理した課題が明らかになるという結論に、最終的にはなるのではないかと考えている。

(8) その他について

事務局から、資料 5 について説明があった。

(主な質疑応答)

【委員】 利用者へ周知する事項として大方網羅されているが、聴覚障がい者の方に対して言葉でご説明ができない部分があるため、丁寧に分かりやすく記載していただいたほうがよろしいかと思う。例えば、GPS をオンにするというのがあるが、なぜ GPS をオンにしなければいけないかを記載する等、細かいところに配慮していただいたほうが望ましい。

【委員】 我々消防本部では、利用者に対し、Net119 は音声 119 のサブシステムであるとお伝えしている。要するに、音声 119 番通報は誰かに依頼すれば、聴覚障がい者でも通報できるという捉え方である。

【座長】 Net119 が使えない場合は、誰かに音声 119 番通報を頼んでくださいということを記載すべきということか。その場合、聴覚障がい者に対し、最初から他人に頼るように言っていることと同じであると捉えられるため、聴覚障がい者から反対意見をいただく可能性がある。

私からの意見として、利用規約ではないが、緊急通報はたまにしか使わないため、いざという時に備え練習通報で操作に習熟する旨記載しておい

た方が望ましいと考える。また、練習通報の場合は、「指令台担当者には届かないので安心してお使いください」というような、注記も記載していただくのがよいのではないかとと思われる。

最後に、今日の前半の議論の古い端末への取扱いについても、記載しておく必要がある。

【委員】 緊急連絡先について、緊急連絡先の方の同意を得ずに登録してしまうと、刑式的にはプライバシー侵害という話が出てくる。緊急連絡先を登録しようとする場合は、事前にその方の同意が必要ですよという注意事項を述べるのは最低限必要であろうと考えられる。それに加えて、例えば、黙示の同意をとりやすいように、例えば「ご家族などを緊急連絡先として登録される方の同意が必要です」というように、同意をとりやすいような人を例として挙げてあげるという方法もあるかと思う。

あわせて、これは実務的な負担が増えてしまう可能性があるが、「後々消防本部から緊急連絡先として登録された方に意思の確認をすることがあります」という言葉を入れてあげる方法もあるかと思う。

Web 申請の場合には「緊急連絡先として登録される方の同意をとることはできましたか」ということでチェックボックスを入れてあげるという辺りの対応ができていればよろしいのではないかと考えている。

【座長】 緊急連絡先の方の同意が必要であるだけでなく、それを具体的にどう実現するかという大変貴重なご意見だった。その他ご意見はないか。

【委員】 資料の 3-2 で言い忘れた件が 1 点ある。情報セキュリティの観点から、最近、私どもは時刻同期を行うよう勧めており、サーバや、消防本部受理端末等、時刻を合わせる必要があるため、非機能要件として追加していただきたい。おそらく時刻サーバを 1 つないし複数置くことになるのではないかとと思われる。そして、その時刻に合わせて全てのサーバや受理端末が運用されるべきである。利用者の端末は考慮しなくてよいと思うが、通報してきた後の時刻情報が全て一致していることが望ましい。

(9) その他

事務局から、2 月初旬頃開催予定の次回検討会の日程について、後日周知させていただく旨連絡があった。

以上